

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社 明電舎	東京都品川区大崎2丁目1番1号	1-003563

注) 業者番号「1-」は、国土交通大臣許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成24年7月2日 ～ 平成25年1月1日（6箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

株式会社明電舎の社員が、平成24年4月28日、静岡県企業局が発注した業務において偽計入札妨害及び官製談合防止法違反の容疑で逮捕された。

5 指名停止理由

使用人が偽計競争入札妨害及び官製談合防止法違反の容疑により逮捕されたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第2第9号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第9号〉

措 置 要 件	期 間
(談合及び競争入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（7号及び8号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 6箇月以上12箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
平和建設株式会社	茨城県水戸市谷田町 660 番地	2-007806

注) 業者番号「2-」は、茨城県知事許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成24年7月2日 ～ 平成24年7月15日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

平和建設(株)は、平成24年4月22日、茨城県水戸土木事務所発注の一级河川新川（水戸市渋井町地内）の災害復旧工事において、下請け事業者の作業員が、バックホウによりコンクリート柵杭（支柱）の圧入作業中、バックホウと作業員が接触し、左手に重傷を負う事故を発生させた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第1第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
 電話 029(240)7123（ダイヤルイン）